

四日市市告示第128号

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第8に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく適合性判定の申請に対する審査手数料、法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく適合性判定の変更の申請に対する審査手数料及び法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査手数料について、市長が別に定める用途を第1に、法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第2に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第3に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第4に定め、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月27日

四日市市長 森 智広

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に付属するものを除く。

- (1) 自動車車庫
- (2) 倉庫
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものについて、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第4 工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

(都市整備部建築指導課)